

令和 8 年 6 月 1 9 日  
江 東 区 立 図 書 館

## 江東区立図書館指定管理者の選定手続きについて（こどもプラザ図書館）

江東区立こどもプラザ図書館については、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」及び「江東区立図書館条例」に基づき、令和 4 年 5 月から指定管理者制度による管理運営を行っているところであるが、令和 8 年度末をもって現在の指定期間の満了を迎えるため、次のように再選定の手続きを実施する。

### 1 施設の名称、施設所在地・現在の指定管理者

| 施設の名称             | 施設所在地               | 現在の指定<br>管理者    | 指定期間                                   |
|-------------------|---------------------|-----------------|----------------------------------------|
| 江東区立こども<br>プラザ図書館 | 江東区住吉一丁目<br>9 番 8 号 | 景行会・SDH<br>グループ | 令和 4 年 5 月 1 日から<br>令和 9 年 3 月 3 1 日まで |

### 2 選定方法

非公募による選定

（非公募理由）

- （１）江東区こどもプラザ、江東区住吉子ども家庭支援センター及び江東区立こどもプラザ図書館の 3 施設は、相互の連携と一体的な管理を前提とした施設であり、共同企業体による運営方式が採用されている。現方式により、事業連携、共用部分の運営及び経費削減の点で当初の想定を上回る成果を挙げていることから、引き続き共同企業体による運営方式を採用する。
- （２）3 施設のうち、子ども家庭支援センターについては、見守り訪問支援事業をはじめ、妊産婦から 18 歳までの児童及びその保護者を包括的に支援する性質上、非公募施設である。
- （３）3 施設においては、利用者の見守りや継続的な相談支援を一体的に実施しており、図書館においても利用者との信頼関係を基盤として家庭の悩みなどの個人情報を取り扱う点など、単体の図書館運営にはないこどもプラザ図書館特有の役割が求められる。
- （４）こどもプラザの各機能を切り離すことは困難であり、全体として安定的な支援体制の確保及びサービス水準の維持向上を図るためには、施設全体として非公募とすることが合理的である。

### 3 今後の日程（予定）

| 日程      | 内容                                 |
|---------|------------------------------------|
| 令和8年8月  | 江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会で指定管理者候補者の決定 |
| 令和8年10月 | 第三回区議会定例会において指定議案の議決               |
| 令和9年3月  | 協定書の締結                             |
| 令和9年4月  | 指定管理者による運営開始                       |